

「週休 2 日モデル工事」実施要領

1 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設産業従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日確保への取組が、若手技術者を始めとする担い手の確保と育成を進める上で、課題となっている。

本要領は、「週休 2 日」の実現に向け、現場における現状の課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために「週休 2 日モデル工事」の実施方法等を定めるものである。

2 用語の定義

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所が行われた状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。
なお、年末年始 6 日、夏季休暇 3 日、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

現場作業を行う期間が 1 か月以上の全ての工事を対象とする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事は対象外とする。

4 発注方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む発注方式は「受注者希望型」とする。

5 実施方法等

- (1) 発注方法
 - ア 発注者は、週休 2 日モデル工事の発注にあたって、現場説明書に「週休 2 日モデル工事の対象工事」である旨を明示する。
 - イ 週休 2 日モデル工事の発注時の工期については、「標準工期試算式（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」又は「積上げ法（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」により算定し、設定することを原則とする。

(2) 実施方法（別紙1）

ア 受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議するものとする。なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、施工計画書の提出までに必要工期について発注者と協議するものとする。

イ 発注者は、受注者から必要工期について協議があった場合は、「工期設定支援システム（山口県版試行）」により妥当性を確認し、「週休2日」を実施するために工期の延伸が必要と認められる場合は速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

なお、工程の変更理由が以下の（ア）から（オ）までに示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

（ア） 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

（イ） 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

（ウ） 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

（エ） 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

（オ） その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(3) 「週休2日」の確認方法

ア 受注者は、「週休2日」を実施する場合、施工計画書に「週休2日」の確保が確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督職員に提出する。

イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

この場合は、事前に振替日とその理由について監督職員と協議するものとする。

ウ 受注者は、アの工程表（計画工程表）に基づく実施状況を確認できる実施工程表（別紙2参照）を、翌月初めに、監督職員へ提出するものとする。

エ 発注者は、実施工程表や出勤簿等により、現場閉所の状況を確認する。確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

6 補正方法等

発注者は、精算時に現場閉所の実績を実施工程表等により確認し、「4週6休以上」を達成できたと認められる場合には、所要の経費を補正(注1)した上で契約変更を行う。

(1) 土木工事

ア 受注者希望型における補正方法

現場閉所の状況に応じ、次の各費用にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(ア) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8/28日）以上）

a 労務費 1.05

b 機械経費（賃料） 1.04

c 共通仮設費率 1.04

- d 現場管理費率 1.06
- (イ) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7/28日）以上28.5%未満）
 - a 労務費 1.03
 - b 機械経費（賃料） 1.03
 - c 共通仮設費率 1.03
 - d 現場管理費率 1.04
- (ウ) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6/28日）以上25%未満）
 - a 労務費 1.01
 - b 機械経費（賃料） 1.01
 - c 共通仮設費率 1.02
 - d 現場管理費率 1.03

(2) 港湾工事

週休2日（4週8休以上）を達成できたと認められる場合にのみ、次の各費用にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。

- a 労務費 1.05

（注1）適用する積算基準により補正する経費対象が異なる

○土木工事積算基準適用は、労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費率それぞれ補正

○港湾土木請負工事積算基準適用は、労務費の補正（1.05）のみ ※4週8休以上に適用

（市場単価を適用する工事において補正対象外職種（電気防食取付、汚濁防止膜（枠）設置・撤去等）が含まれる工種の補正は行わない）

○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用

7 工事成績評定

- (1) 発注者は、対象期間内に、「4週6休以上」の達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理A」と「工程管理B」において評価を行う。
- (2) 受注者の責において週休2日を達成できなかった場合であっても減点を行わない。
- (3) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

8 その他

受注者は、発注者が本要領の実施にあたってのアンケート調査を行う場合は、協力を行うこととする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。